

令和6年12月2日

居宅介護支援事業所 各位

南知多町厚生部ふくし課

軽度者に対する福祉用具貸与の例外的給付に係る取り扱いについて（通知）

日頃は介護保険制度の普及ならびに介護サービスの提供に格別のご尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、下記のとおり、有効期間及び申請様式の変更を行います。貴事業所におかれましては、今回の取り扱いに合わせた申請書の提出にご協力をお願いいたします。

なお、本通知の施行に伴い、令和3年10月20日発出「軽度者に対する福祉用具貸与の例外的給付に係る有効期間の取り扱いについて」は廃止します。

## 記

### 1. 有効期間の取り扱いについて

#### 変更前

開始日：申請書をふくし課で受け付けした日以降の指定の日

終了日：有効期間開始日の1年後の月末または、次に掲げる期日の短い方

- ・要介護・要支援認定有効期間終了日
- ・ケアプランの有効期間終了日

#### 変更後

開始日：申請書をふくし課で受け付けした日以降の指定の日（変更無し）

終了日：要介護・要支援認定有効期間終了日

変更理由：1年後に申請が無くなる対象者の実績が少ないことや、状態像が変更の無い利用者に対し、再度医師の所見を求めなければならない手間がかかることなどから、認定の有効期間終了日までとする。

留意事項：以下の取り扱いについては、変更ありません。

- (ア)有効期間終了後、継続して貸与を受ける場合は、有効期間が切れる前に再度申請書の提出が必要です。（医師の意見書は必要）
- (イ)暫定プランで申請する場合は、要介護認定後に本プラン作成後、再度申請書の提出が必要です。（医師の意見書は省略可）
- (ウ)有効期間内に変更・介護申請を行った場合に限り、上記（ア）の取り扱いを緩和し、申請日から2週間以内に申請書の提出があれば、変更・介護申請日に遡って有効期間の開始日とします。（医師の意見書は必要）
- (エ)後日、申請書が未提出と判明した場合は、請求の返戻を依頼します。

## 2. 申請様式の変更について 申請書：別紙のとおり

変更点：従来の「軽度者に係る福祉用具貸与費の算定可否確認申請書」から車いす及び車いす付属品に係る部分を削除し、**車いす貸与に係る申請書**については、**新様式とする**。これに伴い、「電動車椅子(福祉用具)貸与サービス利用に関する申請書」については廃止とする。

変更理由：軽度者の「車いす及び車いす付属品」について、厚生労働省の定める利用者等告示第三十一号のイで定める「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」については、該当する基本調査結果が無く、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門員のほか軽度者の状態像についてサービス担当者会議や適切なケアマネジメントにより判断することとされている。今回、車いす貸与について判断を明確にするため様式の変更を行った。

## 3. その他

- ・申請書は町公式ホームページに掲載します。(HP 番号 1001161)
- ・現在までに申請済みの被保険者に係る有効期間等は変更されません。
- ・有効期間の取り扱いの変更については、ケアマネジャーの事務負担の軽減を目的として実施しますが、ケアマネジャーにとっては、今よりも質の高いケアマネジメントが要求されることとなります。利用者の状態が、厚生労働省の定める利用者等告示の状態像に該当しているかという視点を常に持ちながら、今後もモニタリングを実施してください。

【担当：ふくし課福祉介護グループ 宮地 電話：0569-65-0711（内線133）】